

佐久市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、佐久市子ども読書活動推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(任務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、その成果を佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

- (1) 読書に親しむ機会の提供及び環境の整備に関すること。
- (2) 家庭、地域、学校等の連携・協力に関すること。
- (3) 読書に対する意識向上のための普及・啓発活動に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 図書館協議会委員
- (2) 社会教育委員
- (3) 小中学校校長会の代表者
- (4) 学校図書館関係者
- (5) 家庭教育関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。